

令和8年度の雇用保険料率について

令和8年4月から雇用保険料率が引き下げられました。内容を確認しておきましょう。

<令和8年4月1日～令和9年3月31日>

	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
(昨年度)	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
(昨年度)	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000
(昨年度)	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

- 4月の改定では、労働者負担、事業主負担共に保険料がダウンとなります。4月1日以降、最初に到来する締日によって支給される給与から、新しい保険料率に変更されているか確認してみましょう。
- 給与計算の際、雇用保険料額に1円未満の端数が生じたとき、その端数については、50銭以下は切捨て、50銭1厘以上は切り上げとなります。